

甲 消 湖 南 第 5 5 4 号
令 和 3 年 (2021年) 12月 10日

各 区 長 様

甲賀広域行政組合湖南中央消防署
署 長 松 田 武 比 古
(公 印 省 略)

住宅用火災警報器設置調査アンケートの実施について (依頼)

師走の候、貴職におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、消防行政諸般にわたり格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年の国内における住宅火災の現状は、国民の防災意識の高まりや住宅用火災警報器の普及とともに、その死者数は減少傾向にあります。しかしながら、当消防本部管内の住宅用火災警報器の条例適合率は低く、この現状を重く受け止め、当消防署では住宅用火災警報器設置推進を目的に「住宅用火災警報器設置推進モデル区」を指定し、重点的に取組みを実施させていただきたいと考えております。

つきましては、設置状況を把握するため、指定したモデル区の全戸調査を下記のとおり実施させていただきたく、趣旨を御理解の上、御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 配布日 令和3年12月15日(水)
- 2 回収日 令和4年1月31日(月)
- 3 対象地区 針区(285世帯)、岩根西区(203世帯)、宮の森区(300世帯)
※年度ごとに対象となるモデル区を変更します。
- 4 調査目的 住宅用火災警報器設置推進に向けて現状の設置状況を把握するため、調査を実施するものです。
別紙住宅用火災警報器設置調査アンケートを各区で回収後、湖南中央消防署担当者あてに送付いただきますようお願いいたします。

担当：甲賀広域行政組合湖南中央消防署
署長補佐予防担当 田村 季之
TEL：0748-72-0119

消防署からのお知らせ

『災害に強いまちづくりを目指して』

おうち時間♪ 家族で暖らん♪

ストーブ点検♪ みんなで安心♪

火の用心♪



これから寒い時季を迎え、ストーブやファンヒーターなど暖房器具を使用する機会が増えてきます。暖房器具は誤った使い方をすれば、火災を引き起こす原因となります。また、長年使用していないストーブは、手入れせず使用することによって火災が発生することもあります。

使用する際には販売店やメーカーのサービス部門できちんとした点検を受けるように心がけてください。

注意点は下記のとおりです。



1. 燃えるものを近くに置かない。

衣類や紙類を置いておくと、ちょっとしたはずみでストーブに触れて出火する恐れがあります。特に就寝中に布団の近くでストーブを使用することは危険です。

2. 近くで洗濯物を干さない。

洗濯物をストーブの上や近くで干すと、何らかの原因で落下し、火災になる危険性があります。また、カーテンの近くでの使用も同様に火災になる危険が高いです。

3. 給油する前は必ず消す。

ストーブが点いたまま給油すると、引火する恐れがあります。給油する際は必ずストーブを消し、給油後はしっかりとキャップを締めてください。

4. 燃えるものを近くに置かない。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、消毒用アルコールを使用する機会が増えたと思います。ストーブの近くで使用すると引火する恐れがあるので、ストーブの近くでは使用しないでください。



知っていますか？ 住宅用火災警報器の設置場所を！！

令和2年度、甲賀消防管内の設置率（84.6%）は高いのに、条例適合率（57.0%）が低く、また、維持管理できていないのが現状です。

● 設置する場所は、まず寝室、寝室が2階の場合は階段の上部にも設置が必要です。また、機器の種類は、煙式のものを選びましょう。



● 取付けが義務付けられているところ

□ 取付けをおすすめするところ



住宅用火災警報器とは・・・

煙または熱で感知し、警報音声を発することで火災を知らせる器具。

感震ブレーカとは・・・

震度5強の強い地震を検知した場合に自動的にブレーカを落すことで電気の供給を遮断し電気が原因となる火災を防ぐ器具。

♪「湖南市・甲賀市」において火災が多発しています！！

災害に強いまちづくりのために、住宅用火災警報器&感震ブレーカの設置にご協力をお願いします。



お問い合わせ先

甲賀広域行政組合湖南中央消防署

電話 0748-72-0119

協力 甲賀広域防火保安協会第2支部



住宅用火災警報器設置状況アンケート（甲賀広域行政組合湖南中央消防署）

お住いの区又は自治会名称（ ）

回答は□欄にし印を付けてください。

Q1 あなたのお住まいは、次のどれに該当しますか？

- 一戸建て 共同住宅等（賃貸） 共同住宅等（持ち家）

Q2 あなたのお住まいには、「条例」(※)により設置が義務付けられている住宅の部分の全てに住宅用火災警報器が設置されていますか？

- 設置している（全部設置） 一部設置している（一部設置）
設置していない（未設置）

(※)甲賀広域行政組合消防本部火災予防条例

Q3 Q2で「設置している」、「一部設置している」とお答えいただいた方にお聞きします。

設置されている住宅用火災警報器は10年を経過していますか？

- 10年経過した 10年経過していない（交換済み）
10年経過していない（設置から未経過） 不明

Q4 最近半年間に住宅用火災警報器の作動確認を行いましたか？

- 実施した 今回のアンケート受けて実施した
実施していない 不明

～条例に基づき住宅用火災警報器の設置が義務付けられている住宅の部分～
○就寝の用に供する居室（寝室・子供部屋） ○階段（寝室が2階以上の階にある場合）



アンケートへのご協力ありがとうございました。